

宇城地域療育支援リーフレット

作成：熊本県、宇城地域療育ネットワーク会議（支援連携会議）

子育ての悩み、気になることはありませんか？

- ・ 運動・言葉の発達が気になる
- ・ 姿勢・歩き方など、身体のことを気になる
- ・ 元気すぎて、よくお友達とトラブルになったり、仲良く遊べない
- ・ 人の話を聞けない、何度同じことを注意しても聞かない
- ・ 落ち着きがない、すぐ迷子になる
- ・ おとなしすぎて、次にすることを言わないと何もしない
- ・ 就学するために子どもが身につけておくべきことがわからない など・・・

療育とは、すべての子どもたちの育ちを支える“**丁寧な子育て**”です。子どもたちの発達や成長がとどこおることのないよう支えていくすべての関わりが地域における療育活動です。



子どもと保護者

療育支援体制（ライフステージに応じた総合的支援）

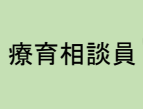
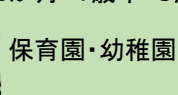
乳幼児期

少年期（義務教育）・青年期

成人期



乳幼児健診（3か月・1歳半・3歳）



児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援



就労・生活支援

宇城地域療育支援リーフレット Q&A



Q1. 子どもの発育や発達が気になります。
誰に相談すればいいでしょうか。

A. 発育や発達（歩行・ことば等）、育児（しつけ、子どもへの接し方等）について気になることがあるときは、お住いの「市町保健センター」または「児童発達支援センターいまここ」にお気軽にお尋ねください。



Q2. 療育ってどんなことをするのでしょうか？

A. からだやことばの発達が気になる、育てにくさを感じるなどといったお子様に対して、専門的な視点を通し保護者様と一緒に考えながら、そのお子様に合った関わり方で無理のない発達を促していきます。



Q3. 療育ってどこで受けられますか？

A. 療育支援体制のなかでも、より専門的な療育をうけられる場として**児童発達支援などの福祉サービス**があり、ひとりひとりの個性に合った、個別的な関わりや支援をうけることができます。



Q4. 療育を受けるための手続きはどこですればいいですか？

A. 場所や内容については、相談支援事業所へ、手続きや費用については、市町福祉課等へお尋ねください。



<用語の確認>

○児童発達支援とは？

- ・0歳から小学校入学前の未就学児童が対象で、利用基準は、障害者手帳の有無ではなく、その子に「療育が必要かどうか」で判断されます。
- ・事業所は通所されるお子さんやその家族に対して支援を行います。日常生活における基本動作の支援、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

○放課後等デイサービスとは？

- ・小学生から高校生までが対象となります。利用基準は児童発達支援と同じです。事業所では放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、その子の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。

○保育所等訪問支援とは？

- ・本人及び保護者が希望することで、保育園、幼稚園、小学校において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるようお子さんが所属する場所を訪問して支援を行います。

※以上3つは通所支援事業所が行う、福祉サービスの名称になります。

○相談支援専門員とは？

- ・福祉サービス利用者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

<市町保健センターの問合せ先>

市町村	課 名	住 所	電話番号
宇土市	保健センター (健康づくり課)	宇土市浦田町51	(0964) - 22 - 2300
宇城市	保健福祉センター	宇城市松橋町松橋 396番地1	(0964) - 32 - 7100(代表)
美里町	こども応援課 (こども家庭センター)	下益城郡美里町佐保 338番地	(0964) - 42 - 6550

<宇城圏域地域障害児支援体制強化事業の紹介>

- ・宇土市、宇城市、美里町から委託を受け、発達の専門家である療育相談員が子育ての悩みや、子どもさんの気になることに対して、ご相談をお受けしています。

児童発達支援センターいまここ(一般社団法人未来の種)
住所:宇土市松山町2030-1 2F TEL:080-9706-7420

受 付	月～金曜日(祝祭日、盆休、正月休みあり) 8:30～17:00
対 象	宇土市・宇城市・美里町にお住まいの発達が気になる子どもさん
費 用	無料(相談に関する秘密は厳守いたします)
場 所	当センター (ご家庭やお住まいの地域でも可)

<福祉サービスの利用の手順>

- ・児童発達支援などを利用するためには各市町村が発行する「受給者証」が必要となります。通所支援事業所が行う福祉サービスを利用したい場合は、各市町福祉担当課にお尋ねください。利用までのお手伝いをします。

市町村	課 名	住 所	電話番号
宇土市	福祉課	宇土市浦田町51	(0964) - 22 - 1111(代表)
宇城市	社会福祉課	宇城市松橋町大野85番地	(0964) - 32 - 1387
美里町	福祉課	美里町三和420番地	(0964) - 47 - 1116

<利用料>

- ・費用の1割負担が原則で、残りの9割は、市町村・県・国が負担するしくみです。所得に応じて上限が決められています。詳しくは各市町へお尋ねください。

<事業所一覧>

- ・宇城管内の事業所(相談支援事業所・通所支援事業所)について、詳しく知りたい方は右側のQRコードを読み込んでください。

気になる
事業所をチェック!

